温泉動力装置を更新する前に

温泉動力装置を更新する場合は、温泉法の規定により新たに動力装置の許可申請または更新工事届出が必要です。

知らずに法律に違反することのないよう、事前に必ず青森県自然保護課または地域県民局地域健康福祉部（保健所）にご相談ください。

新たに許可が必要な行為

■**出力（ｋｗ）や段数、揚湯量が、現在使用しているものよりも増加**するような動力装置の更新

■**動力装置を降下させる**行為（**セット位置を下げる**行為）

■ゆう出量の増量を促すための**エア管の延長及び口径を拡大する**行為

■**動力装置の種類を変更**し、ゆう出量を増加させる行為

（例：エアリフト→水中ポンプ）

ひとつでも当てはまる場合

新たな許可申請が必要です

当初の許可の範囲内である場合や、ゆう出量が増加しない場合も必要ですので、ご注意ください。

全く当てはまらない場合

工事の届出が必要です

工事に着手する１５日前までに、「温泉動力装置の更新工事届出書」を保健所に提出してください。

温泉資源を保護し利用の適正化を図るため、温泉のゆう出量を増加させる行為を制限しているものです。

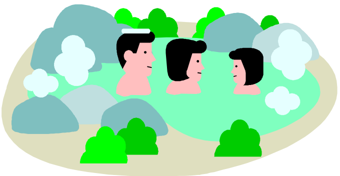

問い合わせ先

①　青森県庁　自然保護課　ＴＥＬ０１７－７３４－９２５６

②　各地域県民局地域健康福祉部保健総室（各保健所生活衛生課）

東地方保健所生活衛生課	ＴＥＬ０１７－７４１－８１１６
弘前保健所生活衛生課	ＴＥＬ０１７２－３３－８５２１
八戸保健所生活衛生課	ＴＥＬ０１７８－２７－５１１１（内線 283）
五所川原保健所生活衛生課	ＴＥＬ０１７３－３４－２１０８
上十三保健所生活衛生課	ＴＥＬ０１７６－２３－４２６１
むつ保健所生活衛生課	ＴＥＬ０１７５－２４－１２３１